

地域限定旅行業務取扱管理者試験問題

3科目

次の注意事項に従って解答してください。(全25ページ)

なお、本試験問題は、**令和6年6月1日現在**を基準としています。

【注意事項】

1. 答は、別の解答用紙（マークシート）に記入してください。
2. マークは濃度HBまたはBの鉛筆（シャープペンシルを含む。）を使用し、濃くきれいに塗りつぶしてください。
3. 印刷が不鮮明なものや頁の欠落がありましたら取り替えますので、着席したまま手を挙げてください。
4. 試験終了後、この問題冊子は持ち帰ることができます。
5. **解答用紙（マークシート）は、必ず提出してください。**白紙答案等の場合であっても、持ち帰ることはできません。
6. 解答用紙（マークシート）の記入にあたっては、次の例に従ってください。指示に従わない場合は、採点されません。

試験地、受験番号、氏名欄の記入例及び解答欄の記入例

〔記入例〕 試験地 東京都 受験番号 00539番 観光 次郎の場合

令和6年度 地域限定旅行業務取扱管理者試験 解答用紙

試験地	受験番号	フリガナ	カンコウ ジロウ																																																				
東京都 ●	0 0 5 3 9	氏名	観光 次郎																																																				
大阪府 ○	<table border="1"> <tr><td>●</td><td>●</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>①</td><td>①</td><td>①</td><td>①</td><td>①</td></tr> <tr><td>②</td><td>②</td><td>②</td><td>②</td><td>②</td></tr> <tr><td>③</td><td>③</td><td>③</td><td>●</td><td>③</td></tr> <tr><td>④</td><td>④</td><td>④</td><td>④</td><td>④</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>⑤</td><td>●</td><td>⑤</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>⑥</td><td>⑥</td><td>⑥</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>⑦</td><td>⑦</td><td>⑦</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>⑧</td><td>⑧</td><td>⑧</td><td>⑧</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>⑨</td><td>⑨</td><td>⑨</td><td>●</td></tr> </table>	●	●	○	○	○	①	①	①	①	①	②	②	②	②	②	③	③	③	●	③	④	④	④	④	④	⑤	⑤	●	⑤	⑤	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑨	⑨	⑨	⑨	●	【注意事項】	マーク	良い例	悪い例
●	●	○	○	○																																																			
①	①	①	①	①																																																			
②	②	②	②	②																																																			
③	③	③	●	③																																																			
④	④	④	④	④																																																			
⑤	⑤	●	⑤	⑤																																																			
⑥	⑥	⑥	⑥	⑥																																																			
⑦	⑦	⑦	⑦	⑦																																																			
⑧	⑧	⑧	⑧	⑧																																																			
⑨	⑨	⑨	⑨	●																																																			
			<ol style="list-style-type: none"> 1. 「試験地」欄は該当箇所をマークしてください。 2. 「受験番号」欄は受験番号の記入及びマークをしてください。 3. マークは濃度HBまたはBの鉛筆（シャープペンシルを含む）を使用し、濃くきれいに塗りつぶしてください。 4. この解答用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。 5. 解答用紙は必ず提出してください。持ち帰ることはできません。 	●	○	○																																																	

指示があるまで開いてはいけません
問題の内容に関する質問にはお答えできません。

【配 点】

1 旅行業法及びこれに基づく命令

各4点×25問

2 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

各4点×24問

3 国内旅行実務

各4点×10問

1 旅行業法及びこれに基づく命令

旅行業法及びこれに基づく命令に関する以下の設問について、該当する答を選択肢の中から選びなさい。

(1) 次の記述のうち、法第1条「目的」に定められているものをすべて選びなさい。

- ア. 旅行業等を営む者の組織する団体の自由な活動の促進
- イ. 旅行業等を営む者を通じた訪日外国人旅行者の誘致と観光立国の促進
- ウ. 旅行の安全の確保
- エ. 旅行業等を営む者の業務の適正な運営の確保

(2) 報酬を得て、次の行為を事業として行う場合、旅行業の登録を受けなければならないものを1つ選びなさい。

- ア. 観光案内所が、旅行者から依頼を受けて他人が経営する宿泊施設を手配する行為
- イ. ホテル事業者が、航空運送事業者を代理して、旅行者に対し、航空券の発券業務のみを行う行為
- ウ. イベント事業者が、外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者からの依頼を受け、他人が経営する旅館を手配する行為
- エ. 査証の取得代行を業としている者が、旅行者等の依頼を受けて旅行者の査証取得のための手続を代行する行為

(3) 旅行業及び旅行業者代理業の登録に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業を営もうとする者であって、その業務の範囲が第2種旅行業である者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。
- イ. 旅行業者が更新登録の申請を行った場合において、有効期間満了の日までに登録行政庁から更新登録をした旨又は更新登録を拒否する旨の通知がないときは、旅行業者は、当該通知があるまでの間、旅行者と旅行業務についての新たな契約を締結することはできない。
- ウ. 地域限定旅行業及び旅行業者代理業については、登録の有効期間は定められていない。
- エ. 旅行業者代理業を営もうとする者は、その所属旅行業者が第1種旅行業者の場合は観光庁長官に新規登録申請書を提出しなければならない。

(4) 登録業務範囲に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい（いずれも旅行業務取扱管理者の選任要件は満たされているものとする。）。

- ア. 第3種旅行業者は、訪日外国人旅行者を対象とした本邦内の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであって、一の企画旅行ごとに一の拠点区域内において実施されるものに限る。）を実施することができる。
- イ. 第1種旅行業者は、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施することができる。
- ウ. 第2種旅行業者は、本邦外の企画旅行（旅行者からの依頼により旅行に関する計画を作成し、これにより実施するものに限る。）を実施することができる。
- エ. 地域限定旅行業者は、本邦外の旅行に関する相談に応ずることはできない。

(5) 次の記述のうち、旅行業又は旅行業者代理業の登録の拒否事由に該当しないものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が2以上であるもの
- イ. 刑法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり5年を経過していない者
- ウ. 旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者
- エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(6) 変更登録等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 第3種旅行業者がその登録の区分を旅行業者代理業に変更しようとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。
- イ. 地域限定旅行業者がその商号を変更したときは、その日から30日以内に、登録行政庁に登録事項変更届出書を提出しなければならない。
- ウ. 第1種旅行業者が業務の範囲を第2種旅行業に変更しようとするときは、観光庁長官及び当該旅行業者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。
- エ. 第2種旅行業者が主たる営業所の所在地を都道府県の区域を異にする所在地に変更したときは、変更前の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に登録事項変更届出書を提出しなければならない。

(7) 営業保証金に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 登録行政庁は、旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から14日以内に旅行者が法第7条第2項の届出をしないときは、その定める7日以上の期間内にその届出をすべき旨の催告をしなければならない。
- イ. 旅行者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が所定の額に不足することとなるときは、その不足額を毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から100日以内に追加して供託しなければならない。
- ウ. 旅行者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を登録行政庁に届け出た後でなければ、その事業を開始してはならない。
- エ. 営業保証金の供託は、旅行者の主たる営業所の最寄りの供託所に現金をもって供託しなければならない。

(8) 法第11条の2「旅行業務取扱管理者の選任」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 第3種旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者の営業所において、旅行業務を取り扱う者が1人である場合、当該所属旅行者によって選任された旅行業務取扱管理者が、当該旅行者代理業者の営業所の旅行業務取扱管理者を兼任することができる。
- イ. 第1種旅行者は、本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所であっても、総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者を旅行業務取扱管理者に選任しなければならない。
- ウ. 旅行者等は、その営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者の全てが欠けるに至ったときは、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所では手配旅行契約以外の旅行業務に関し旅行者と契約を締結することができない。
- エ. 旅行者等は、旅行業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習を受けさせるよう努めなければならない。

(9) 次の記述のうち、旅行業務取扱管理者の職務として定められているものをすべて選びなさい。

- ア. 旅行に関する苦情の処理に関する事項
- イ. 法第12条の5の規定による書面の交付に関する事項
- ウ. 法第12条の6の規定による外務員の証明書携帯等に関する事項
- エ. 法第12条の2第3項の規定による旅行業約款の掲示及び備置きに関する事項

(10) 旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金（企画旅行に係るものを除く。）に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行者は、旅行業務の取扱いの料金を変更したときは、その日から7日以内に、登録行政庁に変更届出書を提出しなければならない。
- イ. 旅行者代理業者は、事業の開始前に、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金を自ら定めなければならない。
- ウ. 旅行業務の取扱いの料金は、契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとって明確でなければならない。
- エ. 旅行者は、旅行業務の取扱いの料金をその営業所において旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

(11) 旅行業約款に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者等は、旅行業約款をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。
- イ. 旅行業者等は、法第14条の2第1項又は第2項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる者にあつては、当該他の旅行業者の旅行業約款をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。
- ウ. 旅行業協会の保証社員である旅行業者は、旅行業約款に記載されている弁済業務保証金からの弁済限度額を変更しようとする場合は、旅行業協会に対し当該約款の変更の届出を行う必要がある。
- エ. 観光庁長官及び消費者庁長官が標準旅行業約款を定めて公示した場合において、旅行業者が、標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めたときは、その旅行業約款については、観光庁長官の認可を受けたものとみなす。

(12) 旅行業者等が旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときの取引条件の説明及び取引条件の説明をするときに交付する書面に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者等は、企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数を説明しなければならない。
- イ. 旅行業者等は、旅行者に対して対価と引換えに法第12条の5に規定するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合は、旅行者に対し国土交通省令・内閣府令で定める事項について説明を要しない。
- ウ. 旅行業者等は、企画旅行契約を締結しようとするときは、書面に当該契約に係る旅程管理業務を行う者の氏名を記載しなければならない。
- エ. 旅行業者は、旅行に関する相談に応ずる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合は、旅行者に対し書面の交付を要しない。

(13) 次の記述のうち、旅行業者等が旅行者と企画旅行契約を締結したときに交付する書面の記載事項として定められているものをすべて選びなさい。

- ア. 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあつては、その旨及び当該情報
- イ. 旅行に参加する資格を定める場合にあつては、その旨及び当該資格
- ウ. 旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあつては、旅行地における企画者との連絡方法
- エ. 契約締結の年月日

(14) 旅行業務取扱管理者の証明書の提示、外務員の証明書携帯等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 外務員とは、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、旅行者等の役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその旅行者等のために旅行業務について取引を行う者をいう。
- イ. 旅行業務取扱管理者は、旅行者から請求があったときは、国土交通省令で定める様式による証明書を提示しなければならない。
- ウ. 外務員は、旅行者が悪意であったときを除き、その所属する旅行者等に代わって、旅行者との旅行業務に関する取引について一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなされる。
- エ. 第1種旅行者以外の旅行者等の外務員の証明書は、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が発行する。

(15) 企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数を表示しなければならない。
- イ. 広告には、旅程管理業務を行う者の同行の有無を表示しなければならない。
- ウ. 企画者以外の者の氏名又は名称を表示する場合には、文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保しなければならない。
- エ. 広告には、企画旅行を実施する旅行者が法人である場合には、その代表者の氏名を表示しなければならない。

(16) 標識に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行者代理業者は、その営業所において、所属旅行者と同一の標識を公衆に見やすいように掲示しなければならない。
- イ. 旅行者等は、標識に当該旅行者等が法人である場合には、その代表者の氏名及び選任した旅行業務取扱管理者の氏名を記載しなければならない。
- ウ. 旅行者代理業者は、標識に登録番号、登録年月日並びに登録の有効期間を記載しなければならない。
- エ. 旅行者等は、標識の受託取扱企画旅行の欄に取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

(17) 企画旅行の円滑な実施のための措置に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、本邦内の旅行にあっても、旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置を必ず講じなければならない。
- イ. 旅行業者は、旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示をしなければならない。
- ウ. 旅行業者は、本邦外の旅行にあっては、旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合は、代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置を講じなければならない。
- エ. 旅行業者は、旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置を講じなければならない。

(18) 旅程管理業務を行う者に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、個人情報保護に関する法律に違反し罰金刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者を旅程管理業務を行う主任の者として選任することはできない。
- イ. 企画旅行に参加する旅行者に同行して、旅程管理業務を行う者として旅行業者によって選任される者が複数の場合は、当該同行する者のすべてが旅程管理業務を行う主任の者の資格要件を満たす者でなければならない。
- ウ. 旅行業者によって選任された旅程管理業務を行う主任の者の指導による旅程管理業務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする旅行に係る旅程管理業務に従事した経験とみなされる。
- エ. 旅行業者は、未成年者を旅程管理業務を行う主任の者として企画旅行に同行させるときは、全ての参加旅行者の承諾を得なければならない。

(19) 法第13条「禁止行為」及び法第14条「名義利用等の禁止」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者等は、営業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、旅行業又は旅行業者代理業を他人にその名において経営させてはならない。
- イ. 旅行業者等は、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金については、旅行者から事前に承諾を得たとしても営業所において掲示した料金を超えて料金を收受してはならない。
- ウ. 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をした者に対し、その取引によって生じた債務の履行をいかなる場合も遅延する行為をしてはならない。
- エ. 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

(20) 受託契約に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者代理業者は、所属旅行業者の事前の承諾により、自ら直接、他の旅行業者と受託契約を締結することができる。
- イ. 第2種旅行業者は、地域限定旅行業者の受託旅行業者となることができる。
- ウ. 委託旅行業者及び受託旅行業者は、受託契約において、委託旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる受託旅行業者の営業所を定めておく必要はない。
- エ. 旅行業者は、委託旅行業者と受託契約を締結したときは、遅滞なく、登録行政庁にその旨を届け出なければならない。

(21) 旅行業者代理業者に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 所属旅行業者は、旅行業者代理業者が旅行業務につき旅行者に加えた損害を賠償する責めに任ずるが、当該所属旅行業者がその旅行業者代理業者への委託につき相当の注意を払えば、その責任を免れる。
- イ. 登録行政庁は、旅行業者代理業者に対し、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。
- ウ. 旅行業者代理業者は、旅行業務に関し取引をしようとするときは、所属旅行業者の氏名又は名称及び旅行業者代理業者である旨を取引の相手方に明示しなければならない。
- エ. 旅行業者代理業者の登録は、所属旅行業者の登録の有効期限が満了したことによりその登録が効力を失い、旅行業の登録が抹消されたときは、その効力を失う。

(22) 法第18条の3「業務改善命令」に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- ア. 登録行政庁は、旅行業者に対し、旅行業約款を変更することを命ずることができる。
- イ. 登録行政庁は、旅行業者に対し、旅行業務取扱管理者を解任することを命ずることができる。
- ウ. 登録行政庁は、旅行業者に対し、国土交通省令で定める旅程管理のための措置を確実に実施することを命ずることができる。
- エ. 登録行政庁は、旅行業者に対し、旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結することを命ずることができる。

(23) 法第19条「登録の取消し等」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 登録行政庁は、旅行業者等が法人であって、その役員のうち個人情報保護に関する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過していない者のいることが判明したときは、当該旅行業者等の登録を取り消すことができる。
- イ. 登録行政庁は、旅行業者等が登録を受けてから14日以内に事業を開始しなかったときは、当該旅行業者等の登録を取り消すことができる。
- ウ. 登録行政庁は、旅行業者等が登録当時、営業所ごとに旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者であることが判明したときは、当該旅行業者等に対し、6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。
- エ. 登録行政庁は、旅行業者が登録申請時に営業保証金を供託していなかったことが判明したときは、当該旅行業者に対し、6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

(24) 旅行サービス手配業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行サービス手配業を営もうとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に国土交通省令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。
- イ. 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合には、他の旅行サービス手配業者以外の者に委託してはならない。
- ウ. 登録行政庁は、旅行サービス手配業者が引き続き1年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。
- エ. 旅行サービス手配業の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年である。

(25) 次の記述のうち、旅行業協会が適正かつ確実に実施しなければならない業務として定められているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するための旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対する立入検査
- イ. 旅行業務又は旅行サービス手配業務の取扱いに従事する者に対する研修
- ウ. 旅行業務又は旅行サービス手配業務の適切な運営を確保するための旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対する会計監査
- エ. 旅行業務に関し社員である旅行業者若しくは当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者又は旅行サービス手配業者と取引をした者に対し、その取引によって生じた債権に関し弁済をする業務

2 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

1. 標準旅行業約款に関する以下の設問について、該当する答を選択肢の中から選びなさい。

(1) 募集型企画旅行契約の部「適用範囲」「用語の定義」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 「通信契約」とは、旅行代金の決済方法にかかわらず、旅行業者が、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する契約をいう。
- イ. 旅行業者が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で口頭で特約を結んだときは、その特約は約款に優先して適用される。
- ウ. 「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、「国内旅行」以外の旅行をいう。
- エ. 旅行業者が旅行者との間で締結する契約において、約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるが、ここでいう法令とは、旅行業法及び内閣府・国土交通省令に限られる。

(2) 募集型企画旅行契約の部「旅行契約の内容」「手配代行者」「契約の申込み」「電話等による予約」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、旅行者が契約の申込みの際に支払った申込金を、旅行代金又は取消料の一部として取り扱い、他に充当することはできない。
- イ. 旅行業者は、契約において、旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することのみを引き受ける。
- ウ. 旅行業者は、国内旅行の契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を手配を業として行う者に代行させることはできない。
- エ. 旅行業者が旅行者からインターネットにより通信契約の予約を受け付け、当該予約の承諾の旨を通知した後、旅行業者が定める期間内に、当該旅行者から会員番号等の通知があったときは、契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位による。

(3) 募集型企画旅行契約の部「契約締結の拒否」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるときは、契約の締結に応じないことがある。
- イ. 旅行業者は、応募旅行者数が募集予定数に達したときは、契約の締結に応じないことがある。
- ウ. 旅行業者は、業務上の都合があるとの理由のみによって、契約の締結を拒否することはできない。
- エ. 旅行業者は、旅行者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるときは、契約の締結に応じないことがある。

(4) 募集型企画旅行契約の部「契約の成立時期」「契約書面の交付」「情報通信の技術を利用する方法」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによる。
- イ. 旅行業者は、旅行者の承諾を得ることなく、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供することができる。
- ウ. 契約は、通信契約の場合を除き、旅行業者が契約の締結を承諾し、旅行者から旅行業者所定の申込書を受領した時に成立する。
- エ. 通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知を旅行者に発した時に成立する。

(5) 募集型企画旅行契約の部「旅行代金」「契約内容の変更」「旅行代金の額の変更」に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- ア. 旅行業者は、旅行を実施するに当たり、利用する宿泊機関について適用を受ける料金が、著しい経済情勢の変化等により、旅行の募集の際に明示した時点の料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができる。
- イ. 旅行業者は、旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがある。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明する。
- ウ. 旅行業者は、通信契約を締結したときは、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受ける。また、カード利用日は旅行契約成立日とする。
- エ. 旅行業者は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に旅行業者の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがある。

(6) 募集型企画旅行契約の部「旅行者の解除権」に関する次の記述のうち、旅行者が旅行開始前に契約を解除するに当たって、取消料の支払いを要するものを1つ選びなさい（いずれも取消料の支払いを要する期間内の解除とする。）。

- ア. 旅行目的地において集中豪雨による洪水が発生し、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき。
- イ. 確定書面に記載されていたA旅館の過剰予約受付により当該旅館に宿泊できなくなったため、契約書面において利用予定の宿泊機関として限定して列挙されていたB旅館に変更になったとき。
- ウ. 旅行者が足を骨折して入院したため、旅行に参加できなくなったとき。
- エ. 旅行業者が旅行者に対し確定書面を交付すべき場合において、所定の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

(7) 募集型企画旅行契約の部「旅行者の解除権等－旅行開始前の解除」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい（いずれも解除に係る旅行者への説明は行うものとする。）。

- ア. 旅行者は、花見を目的とする日帰りの国内旅行において、異常気象により開花が遅れ、旅行実施条件として契約締結の際に明示した花見そのものがないおそれが極めて大きいときは、契約を解除することがある。
- イ. 9月3日を旅行開始日とする宿泊を伴う国内旅行において、参加する旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったことから、旅行者が当該旅行の契約を解除しようとするときは、旅行者に当該旅行を中止する旨を遅くとも8月20日までに通知する。
- ウ. 旅行者は、旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたときは、契約を解除することがある。
- エ. 旅行者が契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行者は、当該期日において旅行者が契約を解除したものとする。

(8) 募集型企画旅行契約の部「旅行者の解除権－旅行開始後の解除」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい（いずれも解除に係る旅行者への理由説明は行うものとする。）。

- ア. 旅行者は、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったときは、契約の一部を解除することがある。
- イ. 旅行者は、旅行地で発生した天災地変により契約の一部を解除した場合において、旅行代金のうち旅行者がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻す。
- ウ. 旅行者が必要な介助者の不在により旅行の継続に耐えられないため、旅行者が契約の一部を解除したときは、旅行者と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅する。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当該旅行者の債務については、有効な弁済がなされたものとする。
- エ. 旅行者は、旅行者に同行する添乗員が病気になったため、当該添乗員による旅程管理業務の遂行が不可能となったときは、契約の一部を解除することがある。

(9) 募集型企画旅行契約の部「旅行代金の払戻し」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携するクレジットカード会社のカード会員規約に従って、当該旅行者に対し当該金額を払い戻す。
- イ. 旅行開始日の前日に、旅行者の都合による契約解除の申出があり、旅行者に払い戻すべき金額が生じたときは、通信契約を締結していた場合を除き、旅行業者は、当該金額を解除の翌日から起算して7日以内に払い戻す。
- ウ. 旅行開始前に、旅行業者の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったことから、旅行者が契約を解除した場合において、旅行業者が既に収受している旅行代金の全額を約款に定める期日までに払い戻した場合であっても、旅行者が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではない。
- エ. 旅行中における大地震の発生で、契約書面に記載のあった旅行終了日を前日に繰り上げ旅行日程を変更する措置を講じたため、旅行業者が契約の一部を解除した場合において、旅行代金が減額になったときは、通信契約を締結していた場合を除き、旅行業者は、変更された旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当該減額した金額を払い戻す。

(10) 募集型企画旅行契約の部「旅程管理」「旅行業者の指示」「添乗員等の業務」「保護措置」に関する次の記述のうち、誤っているものをすべて選びなさい。

- ア. 添乗員その他の者が旅程管理業務その他旅行に付随して旅行業者が必要と認める業務に従事する時間帯は、原則として9時から17時までとする。
- イ. 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための旅行業者の指示に従わなければならない。
- ウ. 旅行業者は、旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずる。
- エ. 旅行業者は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがある。この場合において、これが当該旅行業者の責に帰すべき事由によるものでなくとも、当該措置に要した費用は、当該旅行業者の負担とする。

(11) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の責任」「旅行者の責任」に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、契約の履行に当たって、旅行業者の故意又は過失により旅行者に損害（手荷物について生じた損害を除く。）を与えたときは、損害発生の日から起算して2年以内に当該旅行者から旅行業者に対して通知があったときに限り、その損害を賠償する責に任じる。
- イ. 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において、その旨を記載した書面により旅行業者に通知しなければならない。
- ウ. 旅行者の過失により旅行業者が損害を被った場合でも、その過失が重大なものでないときは、当該旅行者はその責に任じない。
- エ. 旅行業者は、運送機関の運送サービス提供の中止により旅行者が損害を被ったときは、いかなる場合においてもその損害を賠償する責任を負わない。

(12) 受注型企画旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 「受注型企画旅行」とは、旅行業者が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいう。
- イ. 旅行業者は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがある。
- ウ. 旅行者は、旅行業者に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更するよう求めることができる。この場合において、旅行業者は、可能な限り旅行者の求めに応じる。
- エ. 旅行業者が旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示した企画書面を旅行者に交付した場合において、旅行者が当該書面に記載された企画の内容に関して、契約の申込みをしないときであっても、旅行者は、旅行業者に対し、当該企画料金に相当する金額を支払わなければならない。

(13) 受注型企画旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 団体・グループ契約において、契約責任者は、旅行業者が定める日までに、構成者の人数を旅行業者に通知すれば、構成者の名簿を提出することを要しない。
- イ. 旅行者が旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が旅行契約を解除したもとする。
- ウ. 旅行業者は、団体・グループ契約において、申込金の支払いを受けることなく契約を締結する場合には、契約責任者にその旨を記載した書面を交付し、当該契約は、旅行業者が当該書面を交付した時に成立する。
- エ. 旅行業者は、通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、契約の締結に応じないことがある。

(14) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい（いずれも変更補償金を支払う場合に、その額は約款に定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。）。

- ア. 旅行業者は、約款に定める契約内容の重要な変更が生じた場合において、当該変更が旅行業者又は手配代行者の明らかな過失によるものであるときは、旅行者に変更補償金を支払わない。
- イ. 旅行業者は、約款に定める契約内容の重要な変更が生じた場合において、変更補償金を支払うこととなったときは、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当該変更補償金を旅行者に支払う。
- ウ. 変更補償金の支払いが必要となる変更について、旅行業者が当該変更を旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合と、旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合とでは変更補償金の1件当たりの率は異なる。
- エ. 旅行業者は、旅行者1名に対して1企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円であるときは、変更補償金を支払わない。

(15) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述のうち、変更補償金の支払いを要するものを1つ選びなさい（いずれも変更補償金を支払う場合に、その額は約款が定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。）。

- ア. 確定書面には、「第2日目：A公園を散策」と記載されていたが、実際にはA公園の散策が第3日目に変更となったとき。
- イ. 確定書面に「Aホテルの海の見えるスタンダードツインルームに宿泊」と記載されていたが、Aホテルの過剰予約受付のため、Aホテルの海の見えないスイートルームに変更になったとき。
- ウ. 契約書面に利用航空会社として「A航空」と記載されていたが、旅行開始後「A航空」の利用予定便が欠航となったため、B航空に変更となったとき。
- エ. 確定書面には、A美術館で「絵画鑑賞2時間」と記載されていたが、観光バスが交通事故に起因する渋滞に巻き込まれたことにより、実際には絵画鑑賞が1時間に変更となったとき。

(16) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償」「特別補償規程」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行者が事故により被った身体の損害について、旅行業者が旅行者又はその法定相続人に対し、特別補償規程で定める補償金等を支払った後に、当該損害について旅行業者が損害賠償責任を負うことが明らかになった場合、旅行業者は、当該旅行者又はその法定相続人に対し、補償金等に加えて損害賠償金を支払う。
- イ. 「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、添乗員、旅行業者の使用人又は代理人による受付が行われない場合において、旅行者がサービスの提供を受ける最初の運送・宿泊機関等が航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時をいう。
- ウ. 旅行業者の企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当該旅行業者が実施する募集型企画旅行については、主たる企画旅行契約の内容の一部として取り扱う。
- エ. 旅行業者が、補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその法定相続人が旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、旅行業者に移転しない。

(17) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償規程」に関する次の記述のうち、入院見舞金又は携帯品損害補償金の支払いの対象とならないものを1つ選びなさい。

(注1) 旅行業者が入院見舞金の支払いを要する場合において、それ以外に支払うべき補償金等はないものとする。

(注2) 携帯品損害補償金を支払う場合は、約款に定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。

- ア. 国内旅行において、地震の発生に伴って旅館から避難する際、混乱に巻き込まれたことにより壊れてしまった旅行者のデジタルカメラ
- イ. ホテルのロビーで盗難にあった旅行者のハンドバッグ
- ウ. 旅行者が旅館の夕食で出された天然ふぐ料理のふぐ毒を原因とする食物中毒に罹患したことによる3日間の入院
- エ. バッグの中に入れていた香水の容器から中身が漏れたことにより、機能に支障をきたした旅行者のスマートフォン

(18) 手配旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者が善良な管理者の注意をもって宿泊サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく旅行業者の債務の履行は終了し、宿泊サービス提供機関が満員との事由によって契約を締結できなかった場合であっても、旅行業者が手配旅行契約の義務を果たしたときは、旅行者は、旅行業者に対し、旅行業者所定の旅行業務取扱料金を支払わなければならない。
- イ. 「手配旅行契約」とは、旅行業者が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受ける契約をいう。
- ウ. 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができる。
- エ. 旅行業者は、旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金が旅行代金として既に收受した金額に満たないときは、旅行終了後、速やかに旅行者にその差額を払い戻す。

(19) 手配旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより契約を成立させることがあるが、この場合において契約の成立時期は、当該書面に明示する。
- イ. 「旅行代金」とは、旅行業者が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び旅行業者所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除く。）をいう。
- ウ. 旅行業者は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがある。この場合において、旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとする。
- エ. 旅行業者は、手配旅行契約の履行に当たっては、本邦内の旅行サービスの手配についてのみ、手配の全部又は一部を他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることができる。

(20) 旅行相談契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、契約の履行に当たって、旅行業者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害発生の翌日から起算して6月以内に当該旅行業者に対して通知があったときに限り、その損害を賠償する責に任じる。
- イ. 旅行業者が契約に基づく業務を行ったときは、旅行者は、旅行業者に対し、旅行業者が定める期日までに、旅行業者所定の相談料金を支払わなければならない。
- ウ. 旅行業者が旅行者の委託により、相談料金を收受することを約して、旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供のみを引き受けることは、旅行相談契約の業務には該当しない。
- エ. 旅行業者は、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による契約の申込みを受け付けることがある。この場合において、契約は、旅行業者が契約の締結を承諾した時に成立するものとする。

2. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. バス会社は、契約責任者から運送申込書の提出時に所定の運賃及び料金の20%以上の支払いがあったときには、特別の定めをしたときを除き、所定の事項を記載したバス会社所定の乗車券を発行し、これを契約責任者に交付する。
- イ. バス会社は、旅行業者が手配旅行の実施のため、バス会社に旅客の運送を申し込む場合には、当該旅行業者を契約責任者として運送契約を結ぶ。
- ウ. 旅客は、バス会社の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。
- エ. バス会社が収受する運賃及び料金は、乗車時において地方運輸局長に届け出て実施しているものによる。

3. 海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款（フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款）に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. フェリー会社は、旅客の乗船後に乗船券の通用期間が経過した場合は、そのまま継続して乗船する間に限り、当該乗船券の通用期間は、その間延長されたものとみなす。
- イ. 旅客は、手回り品（旅客が使用する車いす及び身体障害者補助犬を除く。）を2個に限り、船室に持ち込むことができる。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、フェリー会社が支障ないと認めたときは、2個を超えて持ち込むことができる。
- ウ. 旅客が乗船後に乗船券の券面に記載の乗船区間について、乗越しを申し出た場合には、フェリー会社は、その輸送力に余裕がある場合に限り、その変更の取扱いに応じる。この場合には、フェリー会社は、変更後の乗船区間に対応する運賃及び料金の額と既に収受した運賃及び料金の額との差額を申し受ける。
- エ. フェリー会社は、旅客が、船員等の指示に従い、乗船手続き完了時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、運送人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、これにより生じた損害について賠償する責任を負う。

4. 旅客鉄道会社（JR）の旅客営業規則に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅客が無料で車内に持ち込める自転車は、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納し、3辺の最大の和が250センチメートル以内、重量が30キログラム以内のものに限る。
- イ. 団体乗車券を所持する旅客の使用開始後における指定券に関する変更については、原団体乗車券に表示された列車が乗車駅を出発する時刻の2時間前までに係員に申し出て、その承諾を受けた場合であって、かつ、輸送上の支障がない場合に限り、1回に限って取り扱われる。
- ウ. 訪日観光団体とは、訪日観光客7人以上又はこれと同行する旅行業者（ガイドを含む。）とによって構成された団体で、責任のある代表者が引率するものをいう。
- エ. 小口団体（普通団体）に対する運送の申込みの受付期間は、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から14日前の日までである。ただし、別に定める場合は、12日前の日まで受け付けることがある。

5. モデル宿泊約款に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. ホテル（旅館）は、宿泊客がチェックインした後に、ホテル（旅館）が定める火災予防上必要な利用規則の禁止事項に従わないため、当該宿泊客との宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は収受しない。
- イ. 宿泊客がホテル（旅館）の駐車場を利用する場合において、当該ホテル（旅館）が車両のキーを預かっているときに限り、ホテル（旅館）は車両の管理責任を負う。
- ウ. ホテル（旅館）は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の所定の時刻、又はあらかじめ明示された到着予定時刻を一定時間経過しても到着しないときは、その宿泊契約は当該宿泊客により解除されたものとみなして処理することがある。
- エ. ホテル（旅館）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、約款の定めるところによるものとし、約款に定めのない事項については、法令等又は一般に確立された慣習によるものとする。

3 国内旅行実務

1. 貸切バスによる運送に関する以下の設問について、選択肢の中から答を1つ選びなさい。

(1) 次の行程で運行する大型車の貸切バス（本設問において、以下「大型バス」という。）の運賃・料金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

(注1) 「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款」によるものとする。

(注2) 大型バスの運賃・料金は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（令和5年8月25日付 関東運輸局長公示）」によるものとする。

(注3) この利用に係る大型バスの運賃の割引はないものとする。

(注4) この大型バスは運転者1人で運行するものとする。

(注5) この大型バスに特殊車両割増料金の適用はないものとする。

<行 程>

- ① この大型バスは2日にわたる運行で宿泊を伴う利用である。
- ② この大型バスの運行行程は次のとおりである。
 - ・ 1日目：出庫時刻は8時、走行時間は6時間、宿泊場所到着時刻は14時、走行距離は200キロ、宿泊場所到着から翌日の宿泊場所出発まで走行しない。
 - ・ 2日目：宿泊場所出発時刻は16時、走行時間は6時間、帰庫時刻は22時、走行距離は200キロ。
 - ・ 2日にわたる回送時間の合計は2時間である。
 - ・ 2日にわたる回送距離の合計は50キロである。

ア. この大型バスの運賃は、「12時間分の時間制運賃」と「350キロ分のキロ制運賃」の合計額、料金は「2時間分の深夜早朝運行料金」が必要である。

イ. この大型バスの運賃は、「14時間分の時間制運賃」と「400キロ分のキロ制運賃」の合計額、料金は「2時間分の深夜早朝運行料金」が必要である。

ウ. この大型バスの運賃は、「10時間分の時間制運賃」と「350キロ分のキロ制運賃」の合計額、料金は「1時間分の深夜早朝運行料金」が必要である。

エ. この大型バスの運賃は、「16時間分の時間制運賃」と「400キロ分のキロ制運賃」の合計額、料金は「1時間分の深夜早朝運行料金」が必要である。

(2) 貸切バスによる運送に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

(注1) 「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款」によるものとする。

(注2) 貸切バスの運賃・料金は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について(令和5年8月25日付 関東運輸局長公示)」によるものとする。

ア. 配車日が9月1日、配車車両数が1台、1台あたりの所定の運賃及び料金の合計額が100,000円の運送契約において、契約責任者の都合により8月12日(配車日の20日前)に運送契約を解除したときの違約料は20,000円である。

(注) 消費税の計算は行わないものとする。

イ. 交替運転者配置料金は、バス会社が運行日の別により定めた交替運転者1人あたりの額を適用する。

ウ. 配車日が9月1日、配車車両数が3台の運送契約において、8月18日(配車日の14日前)に1台の車両の減少を伴う運送契約の内容を変更したときの違約料は不要である。

(注) 「配車車両数の減少を伴う運送契約の内容の変更」は、契約責任者の都合によるものとし、契約責任者からの運送契約の内容の変更について、バス会社はその変更を承諾したものとする。

エ. 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両については、設備や購入価格等を勘案した割増率を適用する特殊車両割増料金を収受することができる。

2. フェリーによる運送に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

(注1) 「海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款(フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款)」によるものとする。

(注2) 年齢は乗船日現在とする。

ア. 車長4m～5m未満の自動車を運送する自動車航送運賃が10,000円、2等船室の旅客運賃が大人1,000円、1等船室の旅客運賃が大人2,000円のフェリーに、当該自動車1台と当該自動車の運転者1人が1等船室に乗船する場合、この乗船に係る運賃の合計額は12,000円である。

イ. 750ccの自動二輪を運送する特殊手荷物運賃が5,000円、2等船室の旅客運賃が大人1,000円、1等船室の旅客運賃が大人2,000円のフェリーに、当該自動二輪1台と当該自動二輪の運送申込人1人が1等船室に乗船する場合、この乗船に係る運賃の合計額は6,000円である。

ウ. 指定制の座席ではない2等船室の旅客運賃が大人1,000円、小児500円のフェリーに、大人1人と4歳と3歳の小児の計3人が当該2等船室に乗船する場合、この乗船に係る運賃の合計額は1,500円である。

エ. 旅客運賃1,000円、特別急行料金1,000円を収受する急行便が、当該急行便の所定の所要時間以内の時間でフェリー会社が定める時間以上遅延して到着した場合において、当該急行便の旅客が払戻しの請求をしたときは、フェリー会社は旅客運賃と特別急行料金の合計額の2,000円を払い戻す。

3. 宿泊に関する次の記述のうち、資料に基づき、正しいものを1つ選びなさい。

(注) モデル宿泊約款によるものとする。

〈資料〉

本設問における宿泊施設は、次のとおりに定めている。

●旅館の場合

基本宿泊料：大人1人あたり1泊2食付20,000円

サービス料：15%

消費税：10%

入湯税：100円（入湯税は12歳未満の者は課税免除としている。）

宿泊契約解除の通知を受けた日が宿泊日の3日前であるときの違約金の比率：10%

●ホテルの場合

基本宿泊料：トリプルルーム（定員3人）1室あたり30,000円

サービス料：10%

チェックイン：14:00

チェックアウト：10:00

宿泊契約解除の通知を受けた日が宿泊日の前々日であるときの違約金の比率：20%

宿泊契約解除の通知を受けた日が宿泊日の前日であるときの違約金の比率：30%

ア. この旅館に大人1人と子供用の食事と寝具の提供を伴う8歳の小学生の子供1人の計2人が1泊するとき、この宿泊客が支払うべき宿泊料金等の総額は38,060円である。

(注) 追加料金は発生していないものとする。

イ. このホテルのトリプルルームをチェックアウト日の11:00まで使用したときの時間外の客室使用追加料金は10,000円である。

(注1) このホテルは時間外の客室の使用に応じたものとする。

(注2) 時間外の客室使用追加料金を求めるにあたり、サービス料及び消費税の計算を行わないものとする。

ウ. この旅館に大人1人が7月10日に1泊する宿泊契約を、宿泊客の都合により7月7日に解除したとき、この旅館は2,300円の違約金を申し受ける。

(注) 宿泊客に違約金の支払義務がある宿泊契約とする。

エ. このホテルのトリプルルームに、宿泊客と宿泊期間を3日とする宿泊契約が成立したときの申込金の限度は60,000円である。

(注) このホテルは、宿泊契約が成立したとき指定期日までに申込金の支払いを宿泊客に求めるものとする。

4. 旅客鉄道会社（JR）に関する以下の設問について、選択肢の中から答を1つ選びなさい。

- (1) 次の行程で大人1人が乗車するとき、片道普通旅客運賃の計算に関する次の記述のうち、正しいものを選びなさい。
- (注1) 途中駅では、最初の列車の乗車日当日に乗り継ぐものとする。
- (注2) 乗車に必要な乗車券は途中下車しないものとして、最初の列車の乗車前に購入するものとする。

<行程>

関西本線 (幹線)	伊勢鉄道 (通過連絡運輸扱い)	紀勢本線 (幹線)	参宮線 (地方交通線)
四日市駅	河原田駅	津駅	多気駅
営業キロ 6.9 キロ	営業キロ 22.3 キロ	営業キロ 27.0 キロ	営業キロ 15.0 キロ 賃率換算キロ 16.5 キロ

- ア. JR線の「6.9キロ+22.3キロ+27.0キロ+16.5キロ=72.7キロ」の乗車距離による運賃額となる。
- イ. JR線の「6.9キロ」の乗車距離による運賃額と、伊勢鉄道の「22.3キロ」の乗車距離による運賃額と、JR線の「27.0キロ+15.0キロ=42.0キロ」の乗車距離による運賃額の合計額となる。
- ウ. JR線の「6.9キロ+27.0キロ+16.5キロ=50.4キロ」の乗車距離による運賃額と、伊勢鉄道の「22.3キロ」の乗車距離による運賃額の合計額となる。
- エ. JR線の「6.9キロ+27.0キロ+15.0キロ=48.9キロ」の乗車距離による運賃額と、伊勢鉄道の「22.3キロ」の乗車距離による運賃額の合計額となる。

(2) 閑散期に次の行程で大人1人が乗車するとき、新幹線の特急料金とグリーン料金の組合せについて、資料に基づき、正しいものを選びなさい。

(注1) 新大阪駅では新幹線の改札口を出ないで「ひかり」に乗り継ぐものとする。

(注2) この行程の乗車に必要な乗車券類は、最初の列車の乗車前に購入するものとする。

<行程>

9月3日(火) 閑散期

「さくら」		「ひかり」		
岡山駅	-----	新大阪駅	-----	米原駅
	グリーン車		グリーン車	
	営業キロ 180.3 キロ		営業キロ 106.7 キロ	

<資料>

■東海道・山陽新幹線〔ひかり〕〔こだま〕普通車指定席特急料金(通常期)

- ・岡山駅 — 新大阪駅 3,060 円
- ・岡山駅 — 米原駅 3,930 円
- ・新大阪駅 — 米原駅 3,060 円

■東海道・山陽新幹線のグリーン料金(〔のぞみ〕、〔ひかり〕・〔こだま〕共通)

- ・(営業キロ) 100キロまで 1,300 円
- ・(営業キロ) ~ 200キロまで 2,800 円
- ・(営業キロ) ~ 400キロまで 4,190 円

ア. 特急料金	3,060 円 + 3,060 円 - 530 円 = 5,590 円
グリーン料金	2,800 円 + 2,800 円 - 200 円 = 5,400 円
イ. 特急料金	3,930 円 - 530 円 = 3,400 円
グリーン料金	4,190 円 - 200 円 = 3,990 円
ウ. 特急料金	3,060 円 + 3,060 円 - 200 円 - 530 円 = 5,390 円
グリーン料金	2,800 円 + 2,800 円 = 5,600 円
エ. 特急料金	3,930 円 - 200 円 - 530 円 = 3,200 円
グリーン料金	4,190 円

(3) 次の経路による行程で旅客が乗車する場合について、各設問に該当する答を、それぞれの選択肢の中から1つ選びなさい。

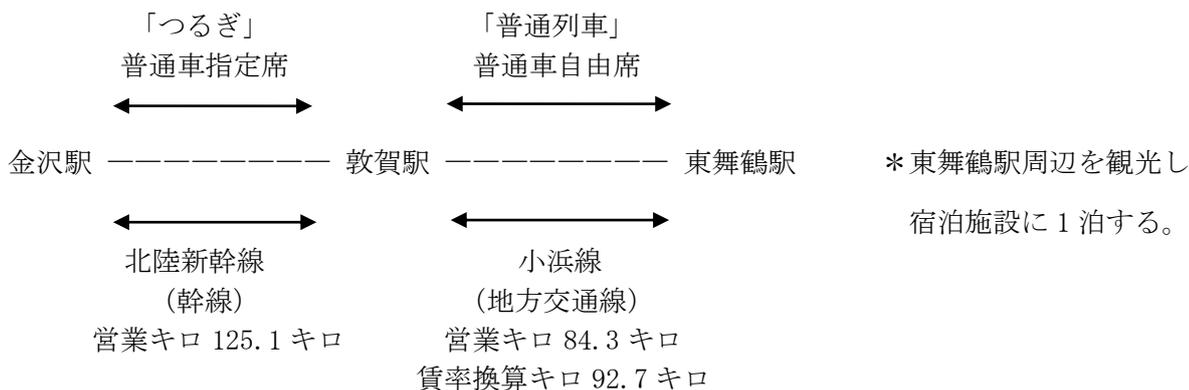
(注1) この行程は同一方向に連続しており、後戻りはしていない。

(注2) この行程の乗車に必要な乗車券類は、最初の列車の乗車前に購入するものとする。

(注3) 東福寺駅は京都市内の駅であり、京都市内の中心駅は京都駅である。

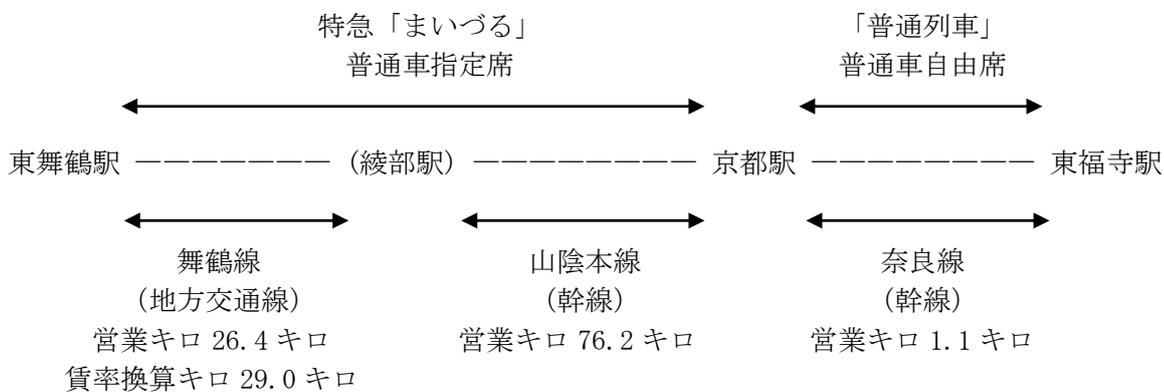
<行 程>

7月5日(金) 通常期



敦賀駅では改札口から出場して周辺を観光し、東舞鶴駅行きの普通列車に乗車する。

7月6日(土) 通常期



京都駅では改札口から出場しない。

① 大人1人がこの行程を乗車するために必要な乗車券に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 7月5日の乗車分として「125.1キロ+84.3キロ=209.4キロ」の乗車距離による乗車券1枚、7月6日の乗車分として「26.4キロ+76.2キロ+1.1キロ=103.7キロ」の乗車距離による乗車券1枚の計2枚の乗車券が必要である。
- イ. 7月5日と7月6日の全乗車区間分として「125.1キロ+92.7キロ+29.0キロ+76.2キロ+1.1キロ=324.1キロ」の乗車距離による乗車券1枚が必要である。
- ウ. 7月5日の乗車分として「125.1キロ+84.3キロ=209.4キロ」の乗車距離による乗車券1枚、7月6日の乗車分として「26.4キロ+76.2キロ=102.6キロ」の乗車距離による乗車券1枚の計2枚の乗車券が必要である。
- エ. 7月5日と7月6日の全乗車区間分として「125.1キロ+92.7キロ+29.0キロ+76.2キロ=323.0キロ」の乗車距離による乗車券1枚が必要である。

② 大人に同伴された4歳の幼児1人がこの行程を乗車するために必要な運賃と料金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

(注1) 4歳の幼児は一つの指定席を1人で利用するものとする。

(注2) 運賃・料金の計算にあたり適正に「は数処理」がなされているものとする。

- ア. 運賃は大人の額の半額が必要、料金は不要である。
- イ. 運賃は大人の額の半額が必要、「つるぎ」と「まいづる」の料金は大人の額の半額が必要である。
- ウ. 運賃は不要、「つるぎ」と「まいづる」の料金は大人と同額が必要である。
- エ. 運賃は不要、「つるぎ」と「まいづる」の料金は大人の額の半額が必要である。

(4) 旅客鉄道会社(JR)に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 新幹線の普通車指定席を利用する団体旅客が102人で構成される普通団体の場合、99人分の運賃と特急料金が収受される。
- イ. 自由席特急券の有効期間は、有効期間の開始日とその翌日の2日である。
- ウ. 東海道・山陽・九州・西九州新幹線の一部の列車について、タテ・ヨコ・高さの合計が160センチメートルを超え250センチメートル以内の物品(一部を除く。)を車内に持ち込む場合、特大荷物スペースとセットで発売する座席の指定券を当該列車に乗車する前に購入したときは、追加の料金は不要である。
- エ. 7月31日に始発駅を出発する新幹線の普通車指定席券は、7月1日午前10時から発売される。

(5) 特急サンライズ出雲に乗車する場合において、この乗車に必要な運賃及び料金の組合せに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

(注) 乗車に必要な乗車券類は、列車の乗車前に一括して購入するものとする。

ア. 大人1人と12歳の小学生1人が、シングルデラックス（A寝台個室）に乗車して、1つの寝台を利用する場合に必要な運賃及び料金は、「1人分の大人運賃、1人分の大人特急料金と1人分の寝台料金」、「1人分の小児運賃と1人分の小児特急料金」である。

イ. 大人1人、12歳の小学生1人、3歳の幼児1人の計3人の家族のうち、大人1人が1台の寝台（ソロ（B寝台個室））を、12歳の小学生1人と3歳の幼児1人が1台の寝台（ソロ（B寝台個室））を利用する場合に必要な運賃及び料金は、「1人分の大人運賃、1人分の大人特急料金と1人分の寝台料金」、「1人分の小児運賃、2人分の小児特急料金と1人分の寝台料金」である。

ウ. 大人1人と小学校入学前の6歳の幼児1人が、それぞれノビノビ座席（普通車指定席）を使用する場合に必要な運賃及び料金は、「1人分の大人運賃と1人分の大人指定席特急料金」、「1人分の小児運賃」である。

エ. 大人2人が、シングルツイン（B寝台個室）に乗車して、補助ベッドを使用する場合に必要な運賃及び料金は、「2人分の大人運賃、2人分の大人特急料金と1人分の寝台料金」である。

〈以 上〉